



第 63 期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）14時
受付開始 13時

開催場所

神奈川県横浜市西区みなとみらい 1-1-1
パシフィコ横浜「国立大ホール」
（会場は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、
お間違いのないようご注意ください。）

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

証券コード：7616

株式会社コロワイド

株 主 各 位

証券コード 7616

2025年6月4日

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークタワー12階

株式会社コロワイド

代表取締役社長 **野尻 公平**

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスの上、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

〔当社ウェブサイト〕

<https://www.colowide.co.jp/ir/library/meeting/>



〔株主総会資料 掲載ウェブサイト〕

<https://d.sokai.jp/7616/teiiji/>



〔東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）〕

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「コロワイド」又は「コード」に当社証券コード「7616」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。）

尚、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使についてのご案内」（５～７頁）の通り、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）18時までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）14時（受付開始：13時）
2 場 所	神奈川県横浜市西区みなとみらい1－1－1 パシフィコ横浜「国立大ホール」 (開催場所が昨年と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違いないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第63期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求を頂いた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送り致しますが、当該書面は法令及び当社定款第16条の2の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「企業集団の現況」の一部（使用人の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項）、「会社役員の状況」の一部（取締役の重要な兼職の状況、社外役員に関する事項）、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保する為の体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、次の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
14時（受付開始：13時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送下さい。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
18時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
18時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主各々

〇〇〇〇株式会社 御中

私は、〇〇〇〇年〇月〇日開催の第〇〇〇回定時株主総会（即決会または臨時会を含む）における各議案について、右記（賛否を〇印で表示）の通り議決権を行使します。

〇〇〇〇年〇月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛否の表示があったものとして取り扱います。

〇〇〇〇株式会社

議決権行使書用紙

議案	第1号議案	第2号議案
賛	〇	〇
否	〇	〇

お願い

- 株主総会に出席して出席されない場合は、〇〇〇〇年〇月〇日午後〇時〇〇分までに、以下いずれかの方法で賛否をご表示の上、議決権をご行使ください。
 - 議決権行使書（即決会・臨時会）
 - 下記QRコードを読み取り
 - 貴社記載のウェブサイトへアクセス
- 議決権行使書（即決会・臨時会）に記載の賛否と異なる意思を表明される場合は、株主総会参考書類の当議決権行使書の裏面に記載の通りご記入ください。

招集通知参照/議決権行使方法について

以下ログイン用QRコードから株主総会ポータルシステムへアクセスし、議決権をご行使される際は、前記上の議決権行使書へ「ボタンからお読みください」。

株主総会事務局、議決権行使書用紙、招集通知参照/議決権行使方法について

〇〇〇〇株式会社

→こちらに議案の賛否をご記入下さい。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入下さい。

※議決権行使書はイメージです。

機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用頂くことが可能です。

『株主総会ポータル[®]』のご案内

招集通知の確認も議決権行使も簡単に！

POINT 1

スマートフォンで読みやすい

議案情報、企業情報、業績情報を読みやすく。
株主総会資料も閲覧できます。

POINT 2

簡単・便利にアクセスが可能

お手元のスマートフォン等で議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取り簡単にアクセスできます。

ID・パスワードの入力は不要です。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



POINT 3

議決権行使も楽々

ボタン1つで議決権行使画面へ移動。
議案を確認後、そのまま議決権行使が可能です。



インターネットによる議決権行使期限 2025年6月25日（水）18時まで

PC等からもアクセス頂けます。

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスして下さい。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

《議決権行使方法》

ログイン後の画面で「議決権行使へ」ボタンをクリックし、以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用頂けます。

▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力頂く必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものと致します。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱い致します。
- 議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱い致します。

株主総会ポータルのご利用方法・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aもご確認下さい。

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

尚、監査等委員会から本議案について特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	くろ うど かね お 蔵 人 金 男	代表取締役会長	再 任
2	の じり こう へい 野 尻 公 平	代表取締役社長	再 任
3	いそ の たけ お 磯 野 健 雄	取締役	再 任
4	まつ み だい すけ 松 見 大 輔	取締役	再 任
5	もく の じゅん こ 空 野 純 子	取締役	再 任 独 立 社 外
6	ふく だ もり お 福 田 守 雄	取締役	再 任 独 立 社 外

候補者番号 1

くろ うど かね お
蔵 人 金 男

再任

生年月日

1947年8月3日

所有する当社の株式数

普通株式

2,699,605株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1966年 4 月 当社入社
1975年12月 当社取締役
1983年 3 月 当社代表取締役社長
2007年 2 月 当社代表取締役会長兼社長
2012年 4 月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

創業者であり、強いリーダーシップをもって当社グループの成長を牽引し、長年に渡り当社代表取締役社長・代表取締役会長として経営を指揮してきた実績や豊富な経験を有しており、企業価値の向上に貢献しております。このことから、今後外部環境が激変する中、更なる当社グループの発展の為、取締役候補者と致しました。

候補者番号 2

の じり こう へい
野 尻 公 平

再任

生年月日

1962年4月4日

所有する当社の株式数

普通株式

55,160株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1993年 3 月 当社入社
1997年 6 月 当社取締役
2001年 8 月 当社常務取締役
2002年 1 月 当社専務取締役
2009年 9 月 当社代表取締役専務
2012年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

経営管理部門を中心に当社グループの業務執行に重要な役割を担ってきており、特にM&Aによる当社グループの成長に貢献。2012年以降は代表取締役社長としてグループ経営戦略の策定・推進を担っており、当社グループ経営に適切な人材であり、取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

い そ の た け お
磯 野 健 雄

再 任

生年月日

1971年9月1日

所有する当社の株式数

普通株式
12,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1996年 4 月 (株)新潟ニチイ（現イオンリテール(株)）入社
2004年 8 月 (株)ワタミファーム入社
2018年 6 月 ワタミ(株)取締役MD本部長
2020年10月 (株)コロワイドMD入社 顧問
2020年11月 (株)コロワイドMD取締役副社長
2021年 3 月 (株)コロワイドMD代表取締役社長（現任）
2021年 6 月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループの食材の調達・加工・流通等のマーチャンダイジング分野で豊富な業務経験と幅広い見識を持ち合わせております。これらのことから、当社グループの継続的成長に不可欠なマーチャンダイジング業務の専門的知見と実績を踏まえ、取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

ま つ み だ い す け
松 見 大 輔

再 任

生年月日

1974年5月4日

所有する当社の株式数

普通株式
12,000株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1998年 4 月 YKK(株)入社
2007年12月 (株)レックス・ホールディングス（現 (株)レインズインターナショナル）入社
2015年 4 月 (株)レインズインターナショナル取締役
2020年 4 月 当社執行役員
2021年 5 月 当社執行役員 人事法務本部本部長
2021年 6 月 当社取締役 人事法務本部本部長
2023年 1 月 当社取締役 コーポレートサービス本部本部長（現任）

取締役候補者とした理由

実務に精通した企業法務の専門家であり、各種リーガルチェック・紛争解決対応・債権管理等の豊富な経験を有しております。また、当社グループのコーポレート・ガバナンスを担う上で豊富な見識を有しており、これらの実績を踏まえて、当社グループ経営の管理・統制に貢献していることから、取締役候補者と致しました。

候補者番号

5

もく の じゅん こ
空 野 純 子

再 任

独 立

社 外

生年月日

1961年12月20日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月 横河ヒューレット・パッカード フィールドシステムエンジニア
1991年 7 月 アーサー・D・リトル・ジャパン(株)
2002年 1 月 (株)ポケモン 執行役員
2008年 9 月 ウォルト・ディズニー・ジャパン コンシューマー・リレーションシップ・マネジメント ディレクター
2015年10月 (株)円谷プロダクション マーケティング本部長 執行役員
2019年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2019年 7 月 (株)TRAIL マネージングディレクター (現任)
2023年 5 月 (株)メディアドゥ 社外取締役 (現任)
2023年 6 月 フールジャパン機構 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

外資系を含む多様な企業において、ITサービス・E-commerce・マーケティングの分野での戦略策定・事業運営を実施。当社グループにおいても同分野が益々重要性を増すことを踏まえ、デジタルマーケティング戦略等の策定と推進の観点で経営に対する管理・監督を行うに適任と判断し、社外取締役候補者と致しました。

候補者番号

6

ふ く だ も り お
福 田 守 雄

再 任

独 立

社 外

生年月日

1964年5月18日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1987年 4 月 警察庁入庁
2001年 8 月 三重県警警務部長
2007年 1 月 京都府警警務部長
2010年 3 月 大阪府警交通部長
2011年 8 月 警察庁長官官房参事官
2013年 8 月 警察大学校交通教養部長
2014年 8 月 内閣官房内閣人事局内閣参事官
2017年 3 月 自動車安全運転センター総務部長
2018年 7 月 国土交通省大臣官房審議官
2020年 8 月 科学警察研究所副所長
2021年 8 月 公安調査庁調査第一部長
2023年12月 明治安田生命保険相互会社顧問
2024年 6 月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年に渡る警察組織での豊富な知識と幅広い経験を有し、当該知識及び経験に基づき独立した立場から助言を頂けることが期待され、当社における法務リスクマネジメントの強化を図ることに寄与して頂けると判断し、社外取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 李野純子氏の戸籍上の氏名は、竹尾純子であります。
3. 李野純子氏及び福田守雄氏は社外取締役候補者であります。
4. 李野純子氏及び福田守雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって李野純子氏が6年、福田守雄氏が1年となります。
5. 当社は、李野純子氏及び福田守雄氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、李野純子氏及び福田守雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、第63期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員の状況」に記載の通りです。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で取締役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、第63期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員の状況」に記載の通りです。各氏が選任され就任した場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

候補者番号 1

う だ たけし
宇 田 猛

再 任

生年月日

1961年3月31日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1984年 4 月	(株)日伸食品（現カップ・クリエイト(株)）入社
1995年 7 月	同社東日本事業部部長
2005年 8 月	同社取締役
2008年 6 月	同社物流部部長
2012年11月	同社総務部部長
2015年 6 月	同社常勤監査役
2018年 6 月	同社取締役（監査等委員）
2019年 6 月	当社取締役（監査等委員・常勤）（現任）

取締役候補者とした理由

当社グループのカップ・クリエイト(株)において、事業・物流・総務各部門において部長を歴任し、2015年以降は監査役・監査等委員として経営の監査・監督における実績が顕著であり、当社における監査等委員として適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者と致しました。

候補者番号 2

ふく ざき しん や
福崎 真也

再任

独立

社外

生年月日

1969年4月24日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1997年 3月 司法修習修了（49期）
1997年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）九段総合法律事務所入所
2001年10月 番町スクエア法律事務所開設
2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
ヤマシンフィルタ㈱ 社外取締役（監査等委員）
2017年 7月 福崎法律事務所開設（現任）
2023年 3月 ㈱フォーサイト 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

企業法務に関する専門知識と幅広い業務経験を持つ人材であり、また他社の監査役・監査等委員としての経験も豊富。コーポレートガバナンス・コンプライアンスに対する社会の要請が高度化する中、当社の社外取締役・監査等委員として法律面の議論に積極的に参画・貢献しており、引続き監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 3

ひ ぐち かず なり
樋口 一成

再任

独立

社外

生年月日

1957年1月3日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

1980年 4月 ㈱富士銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行
2006年 3月 ㈱みずほコーポレート銀行（現 ㈱みずほ銀行）兜町証券営業部長
2008年 4月 同行決済営業部長
2009年 4月 同行執行役員業務監査部長
2010年 4月 みずほ総合研究所㈱（現 みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱）顧問
2010年 5月 同社常務執行役員
2011年 5月 ユーシーカード㈱代表取締役社長
㈱キュービタス（現 ㈱フレディセゾン）取締役
ユーシーカード㈱顧問
2016年 4月 大陽日酸㈱（現 日本酸素ホールディングス㈱）常勤監査役
2020年 6月 ㈱みちのく銀行（現 ㈱青森みちのく銀行）社外取締役
㈱クレハ社外取締役
2022年 4月 ㈱プロクレアホールディングス社外取締役（現任）
2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務・会計に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かし、財務・会計に関するガバナンスやコンプライアンスについて専門的な観点から助言等を頂けると判断し、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

候補者番号 4

しら いし ね り こ
白石 絵里子

新任

独立

社外

生年月日

1976年2月23日

所有する当社の株式数

500株

略歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況

2006年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2017年 7月 白石公認会計士事務所設立
2021年12月 VALX(株) 社外監査役（現任）
2023年 7月 (株)Morght 社外監査役（現任）
2024年 6月 (株)レイنزインターナショナル 社外取締役（監査等委員）（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として飲食業、証券・投資信託といった金融業を営む企業の会計監査、IPO準備会社のデューデリジェンス、企業の税務申告書作成業務に従事され、財務会計及び税務について豊富な知識・経験を有しており、当該知見を活かして特に当社の財務会計や税務について専門的な観点から助言等を頂けると判断し、監査等委員である社外取締役候補者と致しました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白石絵里子氏の戸籍上の氏名は、銀木絵里子であります。
3. 福崎真也氏、樋口一成氏及び白石絵里子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 福崎真也氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって9年であります。当社は福崎真也氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 樋口一成氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。当社は樋口一成氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 白石絵里子氏は、当社の子会社である(株)レイنزインターナショナルの監査等委員である取締役（非業務執行役員）を務めておりますが、2025年6月25日に退任する予定であります。白石絵里子氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社と福崎真也氏及び樋口一成氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約の内容の概要は、第63期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員の状況」に記載の通りです。両氏が再任された場合には、当社は引き続き両氏との当該契約を継続する予定であり、白石絵里子氏が選任された場合には、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員等を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、第63期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2.会社の現況 (4) 会社役員の状況」に記載の通りです。各氏が選任された場合には、宇田猛氏、福崎真也氏及び樋口一成氏の各氏は引き続き被保険者となり、白石絵里子氏は新たに被保険者となります。

(ご参考)

取締役等のスキルマトリックス

氏名	役位	社外	独立	特に期待する経験・知見					
				経営全般	フードビジネス	M&A 財務・会計	法務リスク マネジメント	テクノロジー	サステナビリティ
蔵人 金男	代表取締役 会長			●	●				
野尻 公平	代表取締役 社長			●	●	●	●		●
磯野 健雄	取締役				●				●
松見 大輔	取締役						●		●
奎野 純子	取締役	○	○	●			●	●	●
福田 守雄	取締役	○	○				●		
宇田 猛	取締役(監査等委員)					●	●		
福岡 真也	取締役(監査等委員)	○	○				●		●
樋口 一成	取締役(監査等委員)	○	○			●	●		●
白石 絵里子	取締役(監査等委員)	○	○			●			

大場 良二	執行役員							●	
-------	------	--	--	--	--	--	--	---	--

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業の賃上げの動きを背景に緩やかな景気回復が期待されるも、エネルギーや食料品の価格上昇が収まらず、社会保険料等の高負担も続いているため、消費マインドの回復が遅々として進まない状況にあります。世界経済におきましても、米国における消費減速や新政権による関税政策の影響、中国経済の低迷、欧州や中東での地政学リスクの懸念等により、先行きへの不透明感が続いております。

外食産業におきましては、インバウンド需要の高まりや多くの飲食店における価格改定などによって業績のトップラインは持ち直しております。しかしながら米や野菜、食肉など農畜産物の高騰や慢性的な人手不足によるコスト上昇圧力が続いており、加えて消費者の選別志向・節約志向が更に強まっております。このため付加価値を高めつつも、効率的な運営を進めることが求められております。

このような状況の中、当社グループでは消費者の皆様には選ばれるブランド作りを推進すると共に、企業価値の一層の向上に取り組んでおります。

効率化に向けた施策としましては、使用する原材料の共通化を出発点にMD研究所において各ブランドの商品開発を進めているほか、ステーキ宮のハンバーグについては、成型を全てグループ工場で行うことによって店舗オペレーションの負荷を軽減させました。また新たに当社グループに加わったデザート事業を手掛ける(株)N Baton Company (2024年10月1日に(株)日本銘菓総本舗から社名変更)や給食事業を手掛ける連結子会社5社につきましては、これまでバラバラだった調達から物流までを、グループシナジーを活かして新たに整備しただけでなく、グループ工場を活用した商品生産も行っており効率化を図っております。

商品関連の施策としましては、出資先である農業生産法人(株)ベジフルファームとの連携を強化しており、ステーキ宮ではサラダバーを国産のフレッシュ野菜にこだわった品質の高いものへ切り替え、しゃぶしゃぶ温野菜でも機能性野菜の提供を開始しました。またかつぱ寿司では2017年より回転寿司チェーン業界初の食べ放題として話題を呼んでいる『かつぱ寿司の食べ放題』の実施を、かつぱ寿司の全店舗の7割近くになる200店舗にまで期間限定で拡大させ、お客様に新たな体験を訴求しております。牛角では食べ放題だけではなくアラカルトでの楽しみ方も提案しており、人気メニューを一皿に盛り合わせ、見た目にも華やかな大皿メニューも用意しております。

販売促進及びPRIにつきましては、牛角、温野菜、かつぱ寿司、ステーキ宮においてブランドアンバサダーとして引き続き人気タレントを起用したTVCMを放映し、ブランド及び商品の訴求力向上を図っております。また大戸屋では料理研究家“だれウマさん”と共同開発したメニューを全国にて期間限定で販売し、好評を博しました。

サステナビリティの取り組みにつきましては、環境情報開示システムを運営する国際的な非営利団体CDPによる2024年度調査の「気候変動」分野において、気候変動に関連するリスクと影響を認識した上で具体的な行動を実践していると評価(Bスコア)され、引き続きベストプラクティスの実践(Aスコア)に向けて取り組んでおります。また経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人」に(株)コロワイドが2年連続で認定されたことに加え、グループ子会社8社((株)コロワイドMD、(株)アトム、(株)レイズインターナショナル、(株)フレッシュネス、カップパ・クリエイト(株)、(株)大戸屋ホールディングス、(株)大戸屋、(株)ココット)についても同認定を受けており、従業員の健康意識向上と働きやすい職場環境づくりにグループ全体で取り組んでおります。

店舗政策につきましては、まず2024年4月に(株)日本銘菓総本舗（現 (株)N Baton Company）を、同年6月にはソシオフードサービス(株)をそれぞれグループに迎えた一方で、(株)アトムにおいて「レストラン事業」へ経営資源を集中させるため、カラオケ事業を2025年3月に(株)シン・コーポレーションへ事業譲渡しました。また国内ではレストラン業態の出店を郊外・ロードサイド・ショッピングセンター中心に進めており、特に牛角がプロデュースするフードコート専門店「牛角焼肉食堂」は60店舗を超え、「とんかつ神楽坂さくら」も40店舗を超える規模に成長しました。海外においては、新規エリアとして開拓中の中東エリアにおいて出店を開始し、既存展開エリアにおいては、インドネシアを中心に牛角や温野菜を出店しました。

これらによって直営レストラン業態を新たに84店舗出店した一方で62店舗を閉店し、また直営居酒屋業態は13店舗を閉店しました。この結果、当連結会計年度末の直営店舗数は1,424店舗、FCを含めた総店舗数は2,586店舗となりました。更に今後の一層の成長に向けて、2024年9月には新株発行によるM&A待機資金の調達も実施しております。

以上の取組みを進めて参りましたが、当連結会計年度の連結業績につきましては、原材料価格や人件費などの上昇、並びに為替差損の影響もあり、売上収益が2,691億56百万円、事業利益が93億5百万円、当期利益が22億55百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益が12億49百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の額は143億44百万円（店舗敷金保証金6億39百万円含む）であり、新規店舗の建物設備及び既存店改装に投資しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、一般募集及び第三者割当増資による新株式を発行し、総額317億円の資金調達を行いました。また当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金として381億円の調達を行いました。尚、金融機関からの借入の他に次の社債を発行致しました。

会社名	発行銘柄	発行総額	発行日
(株)コロワイド	第74回無担保社債	6億円	2024年10月25日
(株)コロワイド	第75回無担保社債	5億円	2024年10月25日
(株)コロワイド	第76回無担保社債	23億円	2025年2月25日
(株)コロワイド	第77回無担保社債	18億円	2025年2月27日
(株)コロワイド	第78回無担保社債	20億円	2025年3月31日
(株)レイنزインターナショナル	第17回無担保社債	10億円	2024年8月26日
(株)レイنزインターナショナル	第18回無担保社債	5億円	2024年8月29日

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

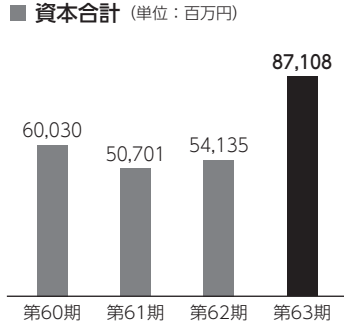
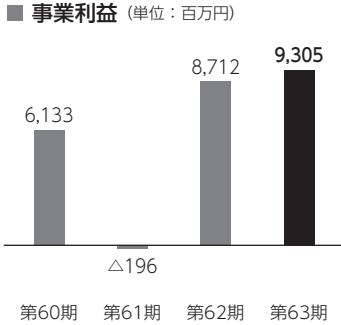
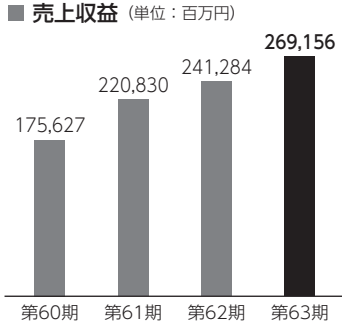
当連結会計年度における他の会社の株式取得及び処分の状況は次の通りです。

年 月	概 要
2024年4月	当社は、2024年4月1日付で(株)日本銘菓総本舗（現 (株)N Baton Company）の株式を取得し、完全子会社と致しました。
2024年6月	当社の子会社である(株)コロワイドMDは、2024年6月21日付でソシオフードサービス(株)の株式を取得し、完全子会社と致しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第60期 (2022年3月期)	第61期 (2023年3月期)	第62期 (2024年3月期)	第63期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
	I F R S			
売 上 収 益 (百万円)	175,627	220,830	241,284	269,156
事業利益又は事業損失 (百万円)	6,133	△196	8,712	9,305
E B I T D A (百万円)	14,416	7,400	16,777	18,486
親会社の所有者に帰属 する当期利益又は 親会社の所有者に帰属 する当期損失 (百万円)	1,437	△6,801	2,905	1,249
基本的1株当たり当期 利益又は基本的1株当 たり当期損失 (円)	11.31	△84.45	27.52	7.45
資 産 合 計 (百万円)	267,698	261,859	265,115	312,226
資 本 合 計 (百万円)	60,030	50,701	54,135	87,108

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
3. 事業利益＝「売上収益－売上原価－販売費及び一般管理費」により計算しております。
4. EBITDA＝「事業利益＋減価償却費及び償却費（使用権資産の減価償却費を除く）」により計算しております。



(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%) (注1)
(株)コロワイドMD	10	各種食料品等の商品開発・調達・製造・物流のマーチャ ンダイジング全般	100.0
(株)アトム	100	飲食店チェーン及びFC事業の運営	41.2
(株)レイنزインターナショナル(注)2	10	飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
(株)コスト・イズ(注)3	194	酒類等の販売・物流	100.0
台灣瑞滋國際股份有限公司(注)4	151	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
東京牛角股份有限公司(注)4	217	台湾における飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE)PTE.LTD. (子会社1社含む)(注)4、5	101	シンガポールにおける飲食店チェーンの運営	100.0
REINS INTERNATIONAL (THAILAND)CO.,LTD.(注)4	18	タイにおける飲食店チェーンの運営	49.0
PT.REINS MARINDO INDONESIA (子会社1社含む)(注)4、6	240	インドネシアにおける飲食店チェーン及びFC事業の 運営	51.0
REINS INTERNATIONAL(USA) CO.,LTD.(子会社9社含む)(注)7、8	1,588	北米における飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
COLOWIDE VIETNAM.,JSC.(注)4	357	ベトナムにおける飲食店チェーンの運営	75.2
REINS PALACE MIDDLE EAST SPV LTD(子会社1社含む)(注)4、9	585	アラブ首長国連邦における飲食店チェーンの運営	60.0
(株)フレッシュネス(注)4	10	飲食店チェーン及びFC事業の運営	100.0
(株)Beer Thirty(注)4	10	飲食店事業の運営	100.0
(株)コロワイドダイニング(注)13	10	飲食店チェーンの運営	100.0
カップ・クリエイト(株) (子会社4社含む)(注)10、11	100	飲食店チェーンの運営及びデリカ事業	50.5
(株)大戸屋ホールディングス (子会社7社含む)(注)12	2,044	飲食店チェーン及びFC事業の運営	46.7
(株)ダブリューピーージャパン(注)13	90	飲食店チェーンの運営	100.0
(株)シルスマリア(注)14	15	生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製 造・販売	100.0
(株)N Baton Company (子会社2社含む)(注)15	77	洋菓子の製造・販売、飲食店事業の運営	100.0
(株)ベイ・フードファクトリー	10	飲食店事業の運営	100.0
(株)フューチャーリンク(注)16	10	飲食店チェーンの運営	100.0

名称	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%) (注1)
(株)ニフス (子会社1社含む)(注)13、17	10	給食事業の運営	100.0
ソシオフードサービス(株) (子会社1社含む)(注)13、18	10	給食事業の運営	100.0
(株)ハートフルダイニング	50	給食事業の運営	51.0
(株)エムワイフーズ(注)13	90	飲食店用・一般消費者用たれ（「宮のたれ」）の製造 及び販売	100.0
(株)ココット	10	事務処理業務	100.0
ワールドピーコム(株)(注)13	75	ITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務	100.0
(株)コロワイドサポートセンター	10	給与計算・社会保険管理等の労務関連業務	100.0

- (注) 1. 上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計となっております。
2. (株)レインズインターナショナルの株式は、当社の直接保有数と中間持株会社を介した間接保有数を合計したものとなります。
3. (株)コスト・イズの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
4. 台湾瑞滋國際股份有限公司、東京牛角股份有限公司、REINS INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE.LTD.、REINS INTERNATIONAL (THAILAND) CO.,LTD.、PT.REINS MARINDO INDONESIA、COLOWIDE VIETNAM.,JSC.、REINS PALACE MIDDLE EAST SPV LTD.、(株)フレッシュネス及び(株)Beer Thirtyの株式は、(株)レインズインターナショナルが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
5. REINS INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE.LTD.における子会社1社は、GYU-KAKU SINGAPORE PTE. LTD.であります。
6. PT.REINS MARINDO INDONESIAにおける子会社1社は、REINS MARINDO AUSTRALIA PTY LTDであります。
7. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.における子会社9社は、REINS INTERNATIONAL CALIFORNIA,INC.、REINS INTERNATIONAL NEWYORK,INC.、REINS INTERNATIONAL CHICAGO,INC.、REINS TEXAS INTERNATIONAL,INC.、REINS INTERNATIONAL MASSACHUSETTS,INC.、REINS INTERNATIONAL GEORGIA,INC.、REINS INTERNATIONAL COLORADO,INC.、REINS USA FRANCHISE COMPANY,INC.及びREINS USA MD COMPANY,INC.であります。
8. REINS INTERNATIONAL (USA) CO.,LTD.の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
9. REINS PALACE MIDDLE EAST SPV LTDにおける子会社1社は、REINS PALACE INVESTMENT L.L.Cであります。
10. カップ・クリエイト(株)における子会社4社は、(株)ジャパンプレッシュ、(株)華八、カップ・クリエイトコリア(株)及びPT.Kappa Create Indonesiaであります。
11. カップ・クリエイト(株)の株式は、中間持株会社を介して保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
12. (株)大戸屋ホールディングスの株式は、当社及び(株)ベイ・フードファクトリーが保有しております。尚、(株)大戸屋ホールディングスにおける子会社7社は、(株)大戸屋、香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C、THREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.であります。
13. (株)コロワイドダイニング、(株)ダブリューピーージャパン、(株)ニフス、ソシオフードサービス(株)、(株)エムワイフーズ及びワールドピーコム(株)の株式は、(株)コロワイドMDが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
14. (株)シルスマリアの株式は、(株)コロワイドMD及び(株)アトムが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。
15. (株)N Baton Companyにおける子会社2社は、(株)庫や及びエコール・クリオロ(株)であります。
16. (株)フューチャーリンクの株式は、(株)ベイ・フードファクトリーが保有しておりますので、当社は間接保有となっております。

17. (株)ニフスにおける子会社1社は、(株)アミスであります。
18. ソシオフードサービス(株)における子会社1社は、(株)クックサービスであります。

② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

本 店	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
神 奈 川 C K	神奈川県横須賀市佐原二丁目2番2号
長 浜 C K	滋賀県長浜市国友町270
栃 木 工 場	栃木県河内郡上三川町多功南原2568-3
上 尾 工 場	埼玉県上尾市大字平塚125-2
富 士 工 場	静岡県富士市比奈358-12
三 保 工 場	静岡県静岡市清水区折戸字和田443-1
静 岡 工 場	静岡県静岡市清水区駒越北町313-1
名 古 屋 工 場	愛知県名古屋市熱田区三本松町18-43
滋 賀 工 場	滋賀県草津市上寺町字上柳200
尼 崎 工 場	兵庫県尼崎市西高洲町30-10

※CKはセントラルキッチン

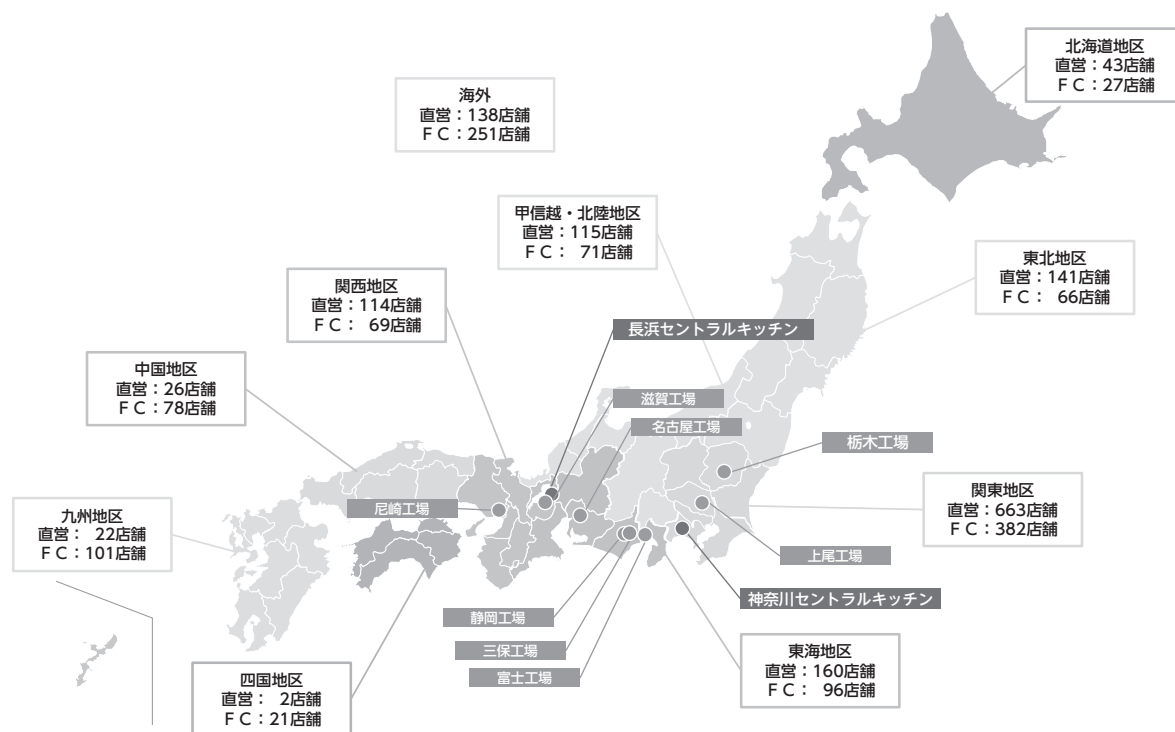
店舗数の推移

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
直営店舗数	1,508	1,462	1,470	1,433	1,362	1,403	1,424
F C 店舗数	1,201	1,203	1,373	1,352	1,278	1,180	1,162
合 計	2,709	2,665	2,843	2,785	2,640	2,583	2,586

●直営・FCともに全国規模で店舗を展開

(2025年3月末時点)

	合計	国内	海外
	2,586 店舗	2,197 店舗	389 店舗
直営	1,424 店舗	1,286 店舗	138 店舗
FC	1,162 店舗	911 店舗	251 店舗



(5) 対処すべき課題

2026年3月期につきましては、米国の新政権における高関税政策等の影響や中国経済の低迷、欧州や中東における地政学リスクなどが続くことにより、世界的な景気悪化が懸念されております。我が国におきましては、大企業を中心に賃上げが継続され、中小企業においても賃上げを見込む企業が増加しており、賃金上昇分を販売価格に転嫁する動きが強まると予想されております。外食産業におきましては、引き続きコスト上昇圧力や人手不足により楽観できない状況が続くと予想されており、適切な価格転嫁を進めるために、商品やサービスの魅力を継続的に高めることが必要になると考えられます。

このような状況の中、当社グループは中長期的な企業価値の向上を展望し、中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」に基づいた事業推進に努めております。国内外食事業を基盤としつつも、市場の拡大が見込まれる海外外食事業や本格的に参入を開始した給食事業の成長を通じて、2030年3月期までに連結売上収益5,000億円の達成を目指し、企業価値の向上に努めております。

国内外食事業につきましては、引き続きレストラン業態を中心とした新規出店、経年劣化した店舗の改装、リロケーションや業態転換に加え、M&Aによるシェア拡大を図って参ります。また㈱コロワイドMDを中心にマーチャンダイジング機能を高め、効率化を追求しつつ提供する商品・サービスの付加価値を向上させ、必要に応じて適正な価格転嫁を進めて参ります。

海外外食事業につきましては、新規エリアとして開拓を始めた中東エリアにおいて、2030年3月期までに55店舗体制とすることを目標とし、更に出店を加速して参ります。既に展開しているアジア諸国及び北米においても事業強化を進めており、より一層の拡大を図って参ります。

給食事業につきましては、ヘルスケア施設における事業拡大を進めております。2025年4月1日より当社グループ内で給食事業に携わる会社を㈱ニフス中心の組織に再編し、外食市場での競争によって培ったメニュー開発力や運営能力、グループ工場を活用したミールキットによる調理効率の向上等により、フードサービスカンパニーとしての優位性を活かした展開を図って参ります。

更に社会的な責任を果たしつつ長期に亘って成長を続けるため、サステナビリティの推進にも注力しております。重点的に取り組む5つのマテリアリティ（重要課題）、すなわち「地球環境への貢献」「食の安全・安心の提供」「働く仲間の成長と多様性の尊重」「地域・社会への貢献」「経営基盤の強化」に基づき、引き続き積極的に活動して参ります。

このような状況を踏まえ、2026年3月期業績は次の通り見込んでおります。

売上収益	2,884億27百万円
事業利益	113億1百万円
EBITDA	211億70百万円
当期利益	32億66百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	21億29百万円

2 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当の状況
代表取締役会長	蔵人金男	経営全般
代表取締役社長	野尻公平	経営全般
取締役	磯野健雄	グループMD部門担当
取締役	松見大輔	人事労務・法務コンプライアンス・サステナビリティ担当
取締役	植田剛史	店舗等開発・給食事業担当
取締役	空野純子	
取締役	福田守雄	
取締役(監査等委員・常勤)	宇田 猛	
取締役(監査等委員)	福崎真也	
取締役(監査等委員)	熊王斉子	
取締役(監査等委員)	樋口一成	

- (注) 1. 取締役空野純子氏、福田守雄氏、福崎真也氏、熊王斉子氏及び樋口一成氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役空野純子氏、福田守雄氏、福崎真也氏、熊王斉子氏及び樋口一成氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化する為に宇田猛氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）福崎真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）熊王斉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務の専門知識に加え様々な部門における豊富な経験と見識を有しております。
6. 取締役（監査等委員）樋口一成氏は、金融機関在任中に得た幅広い業務知識と経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

イ. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	517 (32)	405 (32)	65 (-)	46 (-)	8 (3)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	28 (18)	28 (18)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	544 (50)	432 (50)	65 (-)	46 (-)	12 (6)

(注)1. 上表には、2024年6月27日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上表における業績連動報酬等は、前事業年度の業績連動報酬等に相当するものとして当事業年度に支給したのになります。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選択した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。尚、「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた業績指標は売上収益に対するEBITDA比率であり、その実績（第62期（2024年3月期））は、「1 企業集団の現況（2）直近3事業年度の財産及び損益の状況」の通りです。

4. 非金銭報酬等の内容は、当社の普通株式であり、割当ての際の条件等は「□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載の通りであります。また、当該事業年度における交付状況は第63期定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項の事業報告「2. 会社の現況（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名です。また、上記金銭報酬とは別枠で2021年6月24日開催の第59期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬の額として年額150百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役1名）です。

6. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の第53期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

□. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、現行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）を、2021年5月25日開催の取締役会において決議しております。その内容の概要は次の(□)に記載の通りです。

(ロ)決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、固定報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させると共に、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等としての賞与（短期インセンティブ）、非金銭報酬等としての株式報酬（長期インセンティブ）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬としての基本報酬のみにより構成する。

ii. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容

(i)個人別の金銭報酬等（業績連動報酬等以外）の額又はその算定方法の決定に関する方針

金銭報酬等（業績連動報酬等以外）は、役位、職責、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながらこれを総合的に勘案し、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得た上で、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、固定の基本報酬として毎月一定の時期に支給する。

(ii)業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため及び持続的かつ確実な財務的価値向上のため業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、当社の過去の業績等を踏まえて「指名・報酬諮問委員会」において予め定めた指標を上回った場合に、各取締役の事業年度における担当事業の業績、貢献度等を勘案して「指名・報酬諮問委員会」での答申を得た上で、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、賞与として毎年一定の時期に一括して支給する。尚、当該業績指標を下回る場合、賞与は原則として支給しない。

(iii)非金銭報酬等がある場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、優秀な経営人材を確保し、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、「指名・報酬諮問委員会」での答申を得た上で、下記(vi)の通り、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が報酬枠の範囲内において個別に決定し、毎年一定の時期に支給する。

尚、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分された普通株式は、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、社員（以下「役職員等」という）のいずれの地位をも退任又は退職した時点までの間譲渡が制限されており、任期満了、定年、死亡等及び当社の取締役会が正当と認める理由で退任又は退職したことを条件として譲渡制限が解除されるものとする。また、これらの理由以外の理由により退任又は退職した場合等、譲渡制

限が解除されなかった譲渡制限付株式は当社が無償で取得することができるものとする。

(iv)取締役の個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

基本報酬、賞与（業績連動報酬等）と株式報酬（非金銭報酬等）の割合は、固定報酬としての基本報酬をベースとし、生活基盤の安定を保障することにより職務に専念させると共に、部分的に業績連動報酬等及び株式報酬を導入し一定のインセンティブ報酬を支給することで業績向上を図るような報酬体系とするという基本方針を踏まえ、賞与（業績連動報酬等）は基本報酬額を基準として定めた比率の範囲内で、株式報酬（非金銭報酬等）は役位、職責等に応じて、いずれも「指名・報酬諮問委員会」の答申を得た上で、取締役会決議により一任を受けた代表取締役が決定することにより適切な報酬割合とする。尚、社外取締役については、基本報酬のみとなることからその割合は基本報酬100%となる。

(v)報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記（i）、（ii）、（iii）の通り、基本報酬（金銭報酬等（業績連動報酬等以外））は月例の固定給とし毎月一定の時期に、賞与（業績連動報酬等）は業績指標を上回る場合、毎年一定の時期に、株式報酬（非金銭報酬等）は譲渡制限付株式に係る割当契約を締結することを条件として毎年一定の時期に支給する。

(vi)個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときの内容等

取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容（額及び配分）の決定について委任を受け、代表取締役は、その権限を適切に行使するため、個人別の報酬等の額について「指名・報酬諮問委員会」に諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえて報酬枠の範囲内において個人別の報酬等の額を決定する。

(ハ)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「指名・報酬諮問委員会」が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行った上で答申を行っており、取締役会により委任された代表取締役は、後記ハ. の通り、当該答申内容を踏まえて各取締役の報酬額を決定していることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記(ロ)記載の決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年4月30日及び2024年5月28日開催の取締役会にて代表取締役蔵人金男及び野尻公平に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、ハ.内において「取締役」という）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与の評価配分及び株式報酬の配分であり、これらの権限を委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断しているためです。尚、代表取締役蔵人金男及び野尻公平は、「指名・報酬諮問委員会」より答申を得ており、当該答申内容を踏まえて決定しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、積極的に利益還元して参りたいと考えております。

剰余金の配当については、長期的な事業成長と経営体質強化の為に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本方針としております。内部留保金につきましては、事業拡大と効率化の為にM&A、新規出店、設備投資、人材の育成等に充当し、企業価値の向上に努めて参りたいと考えております。

当事業年度につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、当社普通株式 1 株につき 5 円、優先株式 1 株につき 3,252,730 円、第 2 回優先株式 1 株につき 3,752,730 円、第 3 回優先株式 1 株につき 3,500,000 円の配当を実施させていただきます。

以 上

連結計算書類

連結財政状態計算書（IFRS）（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	95,631
現金及び現金同等物	71,537
営業債権及びその他の債権	15,512
その他の金融資産	441
棚卸資産	4,349
未収法人所得税	342
その他の流動資産	3,451
非流動資産	216,595
有形固定資産	52,883
使用権資産	24,690
のれん	91,877
無形資産	13,889
投資不動産	386
その他の金融資産	20,433
繰延税金資産	12,129
その他の非流動資産	306
資産合計	312,226

科目	金額
負債の部	
流動負債	93,776
営業債務及びその他の債務	26,665
社債及び借入金	33,971
リース負債	14,770
その他の金融負債	603
未払法人所得税	2,092
引当金	4,258
契約負債等	385
その他の流動負債	11,030
非流動負債	131,342
営業債務及びその他の債務	5,733
社債及び借入金	95,345
リース負債	19,081
その他の金融負債	1,041
引当金	6,409
繰延税金負債	2,210
契約負債等	706
その他の非流動負債	817
負債合計	225,118
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	77,537
資本金	43,814
資本剰余金	56,576
自己株式	△109
その他の資本の構成要素	178
利益剰余金	△22,922
非支配持分	9,571
資本合計	87,108
負債及び資本合計	312,226

連結損益計算書 (IFRS) (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
売上収益	269,156
売上原価	112,389
売上総利益	156,766
販売費及び一般管理費	147,462
その他の営業収益	
賃料収入	267
雑収入	233
その他	2,135
その他の営業収益合計	2,635
その他の営業費用	
減損損失	3,170
その他	1,058
その他の営業費用合計	4,228
営業利益	7,712
金融収益	406
金融費用	3,341
税引前利益	4,777
法人所得税費用	2,522
当期利益	2,255
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,249
非支配持分	1,006
当期利益	2,255

(注) 当社が経常的事業活動からの収益の指標としている事業利益は9,305百万円となりました。
 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

計算書類

貸借対照表（日本基準）（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	69,195
現金及び預金	41,207
売掛金	2
棚卸資産	0
前払費用	159
関係会社短期貸付金	22,418
未収入金	5,397
未収還付法人税等	7
その他	1
固定資産	99,731
有形固定資産	138
建物	93
構築物	4
機械及び装置	14
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	13
リース資産	0
無形固定資産	65
ソフトウェア	65
リース資産	0
投資その他の資産	99,527
投資有価証券	154
関係会社株式	64,068
敷金及び保証金	281
会員権	69
繰延税金資産	108
関係会社長期貸付金	34,567
その他	277
繰延資産	421
社債発行費	421
資産合計	169,349

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,041
買掛金	3
1年内返済予定の長期借入金	17,440
未払金	1,214
1年内償還予定の社債	4,545
未払費用	228
未払法人税等	355
未払消費税	5
預り金	53
販売促進引当金	1,178
賞与引当金	16
固定負債	61,815
社債	15,129
長期末払金	63
長期借入金	46,613
資産除去債務	10
負債合計	86,857
純資産の部	
株主資本	82,440
資本金	43,814
資本剰余金	34,760
資本準備金	33,532
その他資本剰余金	1,228
利益剰余金	3,974
利益準備金	112
その他利益剰余金	3,862
繰越利益剰余金	3,862
自己株式	△109
評価・換算差額等	50
その他有価証券評価差額金	50
純資産合計	82,491
負債・純資産合計	169,349

損益計算書（日本基準）（2024年4月1日から2025年3月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,874
販売費及び一般管理費	5,379
営業損失	3,504
営業外収益	1,650
営業外費用	1,410
経常損失	3,263
特別利益	7
税引前当期純損失	3,256
法人税、住民税及び事業税	△576
法人税等調整額	△154
当期純損失	2,525

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社コロワイド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロワイドの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社コロワイド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出正弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤陽介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロワイドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対し意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制室との連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役並びに使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、重要な子会社の取締役等及び監査等委員と意思疎通並びに情報の交換を図り、当社のグループ役員会等において定期的の子会社から事業及び管理状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、内部統制室及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価並びに監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社コロワイド 監査等委員会

常勤監査等委員	宇田 猛
監査等委員	福崎 真也
監査等委員	熊王 斉子
監査等委員	樋口 一成

(注) 監査等委員福崎真也、監査等委員熊王斉子及び監査等委員樋口一成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

パシフィコ横浜「国立大ホール」

〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1

電話：045-221-2155（代表）



■最寄りの交通機関

J R桜木町駅 徒歩12分・タクシー約5分

みなとみらい駅 徒歩約5分

(お願い)

○ 駐車場はご用意致しておりません。